

1. 本市における市民活動支援の経緯

平成12年度 自主活動センター「きずな」、きずな運営協議会

○きずな運営協議会に市も関わりながら施設運営を支援しました。

平成17年度～平成20年度 こうか市民活動ネットワーク

○市の呼びかけで「甲賀市民活動ネットワーク」が発足、市補助金を活用して、市民や市職員が協働について学ぶセミナーを開催しました。

○市民活動支援のあり方に関する研究を行うとともに、3年間の活動と議論をまとめた「市民と行政が協働するまちづくりについての提案（平成20年7月）」が提出されました。

平成20年度 甲賀市協働のまちづくり懇話会

○こうか市民活動ネットワークからの提案を受け、区・自治会等の地域コミュニティや企業の代表者や見識者等で「甲賀市協働のまちづくり懇話会」を設置し、新たな“協働”について議論されました。

平成23年度 市民活動支援機能研究会の設置

○ボランティアセンター開設のため、市民活動支援機能研究会を設置し、センターが持つべき機能等について検討されました。

平成24年度 あいこうか市民活動・ボランティアセンター

○研究会からの意見をもとに、社会福祉協議会に指定管理を行う市民活動ボランティアセンターの運営を開始しました。

○地域コミュニティ推進室とセンタースタッフが随時協議の場をもち、課題を整理しながら運営しました。

ボランティアセンターの設置目的：

市民の自主的かつ主体的な公益活動への参加を促し、区・自治会や自治振興会、各種まちづくり団体、ボランティア団体、NPO法人等市民活動を行う団体を支援することにより協働のまちづくりを推進し、もってみんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市を実現するため

⇒社会福祉協議会への委託は平成30年度で終了。以降、市民活動支援は市直営となった。

当時の課題※ヒアリングによる

- (1) 市民活動支援への考え方について、社会福祉協議会と市に差があった。
- (2) 行政が関与し過ぎたことで、公平性などに過敏となった。
- (3) 地縁型（自治振興会、区・自治会）支援は難しかった。
- (4) 個人情報取り扱いなどに過敏となり、人的ネットワークを築くことができなかった。
- (5) 施設管理のウェイトが重く、現場で市民活動団体と接することができなかった。「施設管理」と「市民活動支援」の切り分けが必要であった。
- (6) イベント斡旋、支援などが多かった。
- (7) 施設の立地環境に課題があった。

平成25年度～平成27年度 自治基本条例策定委員会

- 自治基本条例策定委員会を設置し、市民参画と協働を基本とする自治基本条例制定に向け検討（全22回開催）しました。
- 平成28年度に甲賀市まちづくり基本条例を制定されました。

平成29年度～平成31年（仮称）まちづくりコア・ステーション運営検討懇話会

- 甲賀市まちづくり活動センター「まる一む」については、開設後当面の運営は、市による公設公営とし、その後、市民活動団体の情報の共有化及び団体のネットワーク化を図る中で、中間支援組織による指定管理者に移行していくことが望ましい」との提言がありました。（平成30年8月提言）

令和元年度 甲賀市まちづくり活動センター「まる一む」

- 市民協働による豊かな地域社会の実現を目指すため、その実現に寄与する市民のまちづくり活動の支援及び推進を図るための拠点として設置されました。
- 施設の機能としては、①施設及び附属設備の提供、②まちづくり活動を行う者相互間の連携および交流の促進、③情報の収集及び提供、④相談、⑤人材の育成、⑥調査及び研究等

令和4年9月 協働のまちづくり指針、協働のアクション

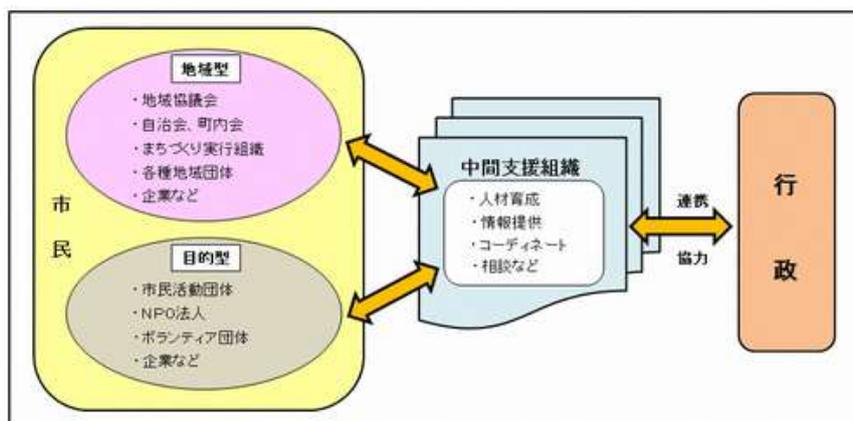
- 分野を超えた連携を促進するため、多分野の活動を支援し、コーディネートする機能や交流の場づくりのため、市民、事業者、行政の多様な主体をつなぐ中間支援体制の強化が必要とされた。（P.6）
- 具体的な協働のアクションとして、「協働を理解するための取り組み促進（協働セミナーなど）」「地域リーダーの発掘及び育成」「各種補助金の活用促進」「市民ファンド・寄附金制度の充実」「自治振興会活動の支援」など、中間支援活動の体制強化が示された。（P.1～P.3）

2. 中間支援について

(1) 中間支援とは

中間支援とは、地縁型（地域コミュニティ）や、ボランティアなどのテーマ型（アソシエーション組織）と市（行政）の間に立ち、社会の変化やニーズを把握し、地域におけるさまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織です。主な役割は、資源（人、モノ、カネ、情報）の橋渡しや、団体間のネットワーク促進、価値の創出（政策提言、調査研究）などです。

例えば、社会福祉協議会や商工会、農業協同組合、スポーツ協会、自治振興会なども中間支援機能を持っています。



(2) 主な市民活動団体数（市内）

- 区・自治会 203 団体
- 自治振興会 23 団体（分会含め25 団体）
- NPO 法人 32 団体
- ボランティアグループ 215 団体

(3) 具体的な支援

- ア. 情報提供業務 広報誌の発行や Web 媒体を活用した情報発信など
- イ. 組織運営サポート業務 相談・勉強会の開催など
- ウ. 人材育成業務 講座や研修会の実施など
- エ. ネットワーク形成業務 県外、県内市民活動センターとの情報交換など
- オ. 調査研究業務 市民活動推進のための基礎データの収集、提供など
- カ. 助成金等の活動助成業務

3. 現在の市民活動支援（中間支援）

(1) 相談件数（主な相談内容）

- 令和元年度：10 件（助成金情報）
- 令和2年度：24 件（NPOの立ち上げ、団体の資金確保、関係機関の紹介）
- 令和3年度：63 件（空き店舗の活用、起業、ひきこもり児童の保護者支援、市民農園の開園、市民活動団体の法人化、地域カルテのデータ更新、先進地事例の紹介）
- 令和4年度：79 件（起業支援、こどもの居場所、市民農園、市民活動団体の法人化、地域カルテのデータ更新、団体同士のマッチング支援）

(2) 市民活動講座等

- 令和元年度：－
- 令和2年度：オンライン会議のやり方講座
労務の基本セミナー
- 令和3年度：コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス講座
市民活動団体課題整理ワークショップ
地域におけるICT活用講座
プロボノセミナー
- 令和4年度：コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス基礎編、実践編
課題整理ワークショップ（その1、その2）
ファシリテーション講座
資金調達講座
ポスター&チラシ作成講座

(3) その他

- 令和元年度：－
- 令和2年度：まちづくりカレッジ（交流機会）

- 令和3年度：市民活動団体紹介動画の作成
社会福祉協議会との情報交換（月1回程度）
地域マネージャー支援
- 令和4年度：まちづくりカレッジ（交流機会）
活動相談サロン
地域への聞き取り活動
地域マネージャー支援
- ※フードドライブの実施、ボランティア・メンバー募集

4. 課題認識

(1) 市民活動支援

- ア. 職員の能力や専門的知識（規約制定、資金調達など）が不足している。
- イ. 支援メニューが不明確であり、ガイドラインやマニュアルがない。
- ウ. 中間支援の存在や提供する支援サービスの認知度が低い。
- エ. 相談支援ネットワークや各組織との協力関係が不十分である。
- オ. 中間支援の評価やモニタリングが十分ではない。

(2) 組織としての課題

- ア. 専門性の継続と柔軟な対応
 - ⇒行政組織では人事異動などにより、スキルやノウハウが蓄積されない。
 - ⇒行政ルールに基づく対応となり、柔軟な支援に課題がある。
- イ. 独立性と中立性の確保
 - ⇒「地域、市民活動」と「行政」の間に立った支援を進めるうえで、行政主体の中間支援では、中立性、独立性が保てない。
- ウ. 効率性とイノベーションの促進
 - ⇒民間とは異なり、行政による中間支援は競争原理が働きにくいいため、効果的なプログラムやサービス提供が改善されにくい傾向にある。
- エ. 財源確保
 - ⇒公共財源に依存しており、独自の資金源や収益モデルを構築できない。
 - ⇒寄附やスポンサーシップ、契約プロジェクトなどの資金調達への意欲が不足している。
- オ. 支援対象の偏り
 - ⇒日常から職員が接することの多い地縁型（地域コミュニティ）組織への支援を重視し、ボランティアなどのテーマ型（アソシエーション組織）への支援が少ない傾向にある。

5. 充実が期待される取り組み（案）

※参考 協働のまちづくり指針、協働のアクション等から抽出

支援		具体的な取り組み
1	市民活動支援 (テーマ型、アソシエーション型)	①人材育成（担い手育成） ②市民協働提案制度 ③スタートアップ支援 ④プロボノ事業の展開 ⑤人材バンク等（人材マッチング）の機会
2	自治振興会支援 (地縁型)	①人材育成（リーダー育成講座） ②自治振興会、区・自治会などのコミュニティ活動の運営支援（会計、税務、労務、指定管理等） ③円卓会議やワークショップ等の運営支援 ④情報ネットワーク構築支援（ICT活用） ⑤コミュニティビジネスの展開（市からの業務委託を含む） ⑥地域支援員制度の充実 ⑦職員向け研修会
3	資金調達	①資金調達講座の開催 ②市民ファンドの創設、寄附金制度の充実 ③休眠預金の活用
4	情報発信	①交流会、情報交換会の開催 ②情報誌の発行、ポータルサイトの運営 ③団体相互の活動紹介 ④調査、研究結果の公表
5	活動拠点	①交流イベント ②サロン機能 ③資機材の利用

特にご意見いただきたいこと

- (1) それぞれの活動のなかで困っていること。
- (2) 現在の市民活動支援（市の支援）では足りないと感じること。
- (3) 持続可能な支援機能を発揮するために必要なこと。

6. 県内の状況

(1) 滋賀県（県民活動推進課 県民活動・協働推進室）

- NPO法人所轄庁の監督（法人格取得に関する事前相談・事業報告等）
- 協働ネットしがの運営

(2) 公益財団法人 淡海文化振興財団（淡海ネットワークセンター）

- 県域の中間支援組織
- 相談業務等の実施
- 助成事業「未来ファンドおうみ」
- 人材育成事業「おうみ未来塾」
- 情報交流誌「おうみネット」の発行

(3) 県内他市町の現状

- 中間支援組織 22 団体※滋賀県市民活動センター意見交換会参加組織

うち公設公営（直営含む）：5 団体
公設民営：5 団体
民設民営：7 団体
その他（社協、大学）：5 団体

(4) 運営状況

ア. 公益財団法人 草津市コミュニティ財団

(ア) 設立 昭和59年5月

⇒草津市制30周年記念の一環として草津市が100%出資

(イ) 役員構成 評議員（3名以上6名以内 任期4年）

理事（6名以上10名以内 任期2年）

監事（2名以内 任期4年）

⇒市長、議長、市民団体、まち協、学識者、社協、弁護士、税理士

(ウ) 職員数 48人（R5.4.1現在）

(エ) 事業内容

○コミュニティの振興およびまちづくりに関する事業

⇒まちづくり協議会等への支援も実施

○高齢者福祉および多世代交流に関する事業

○環境および公園緑地等に関する事業

○社会教育および文化・スポーツに関する事業

○公共施設の管理運営および関連事業

(オ) 指定管理施設 9施設（出資会社による指定管理含む）

イ. 認定NPO法人まちづくりネット東近江

- (ア) 設立 平成23年(任意団体設立)
平成24年8月 NPO法人設立総会
平成25年 NPO法人へ
平成30年 認定NPO法人
※市民活動を支援していた「東近江NPOセンター」が平成24年3月末で解散することとなったが、市としても市民活動を支援する組織を残ってほしいとの思いが強く、「まちづくりネット東近江」が誕生した。
- (イ) 役員構成 運営委員14名、監事1名
⇒国際交流協会、市民団体、まち協、学識者、企業、市、社協
- (ウ) 職員数 4名
- (エ) 事業内容
- 市民活動の紹介
 - 交流の場の創出(「ひと」と「ひと」をつなげる場)
 - ラウンドテーブル会議(取り組むべき課題の抽出)
 - 情報発信(広報誌含)
 - パブリックアクセスの推進
 - 事業指定寄附制度
 - 基金との連携
 - 講座の開催など
- (オ) 運営費 東近江市より委託料(1,400万円)
会費、寄付、事業収入
※団体の経費の大半が市からの委託料であり、その多くが人件費である。

ウ. まちづくりスポット大津

- (ア) 設立 令和元年 11月
NPO法人設立は令和2年10月
※大和リース株式会社が地域のNPOと連携しながら全国で展開。
※開設当初は「しがNPOセンター」が協働運営。
- (イ) 役員 理事6名(うち代表理事2名) 監事1名
※代表理事の1名は大和リース株式会社の常務
※学識者、市民団体代表者
- (ウ) 職員 6名(うち非常勤3名)
- (エ) 事業内容
- 市民活動のサポート
 - 講座やイベントの開催
 - ハッシュタグ大津京の運営
- (オ) 運営受託 大和リース株式会社が設置するハッシュタグ大津京